

千葉県福祉サービス第三者評価の評価結果 (保育所)

1 評価機関

名 称	株式会社 日本ビジネスシステム
所 在 地	千葉県市川市富浜3-8-8
評価実施期間	令和 1年 10月 1日～令和 2年 3月 31日

2 受審事業者情報

(1) 基本情報

名 称 (フリガナ)	さくら保育園 サクラホイクエン		
所 在 地	〒279-0043 千葉県浦安市富士見4-6-28		
交 通 手 段	JR京葉線舞浜駅下車 浦安駅行きバス乗車 富士見三丁目バス停から1分		
電 話	047-303-3937	F A X	047-303-3947
ホーメページ	https://sakurasaku-hoiku.com		
経 営 法 人	特定非営利活動法人さくら		
開設年月日	平成31年4月1日開設		
併設しているサービス			

(2) サービス内容

(3) 職員（スタッフ）体制

職 員	常勤職員	非常勤、その他	合 計	備 考
	16	14	30	
専門職員数	保育士	看護師	栄養士	
	17	3	2	
	保健師	調理師	その他専門職員	
		2		

(4) サービス利用のための情報

利用申込方法	認可保育所のため、市役所経由です。見学は随時、希望に応じて実施しています。		
申請窓口開設時間			
申請時注意事項	特になし		
サービス決定までの時間			
入所相談	随時受け付けています。		
利用代金	実費徴収 入園時：0歳～1歳 2,800円 2歳～5歳 5,000円 毎月 0歳～1歳 150円 2歳～5歳 2,000円		
食事代金	無償化に伴い、10月から3歳児以上毎月4,000円徴収		
苦情対応	窓口設置	責任者 園長 受付 主任保育士	
	第三者委員の設置	設置済 地域の民生委員 児童委員	

3 事業者から利用（希望）者の皆様へ

サービス方針 (理念・基本方針)	保育理念 子どもらしく その子らしく！ 基本方針 強く優しい男の子 優しく強い女の子
特 徴	歩育の推進 年齢×1km できるだけ早い時期に適量を覚えさせる為に、3歳児から給食は「ビュッフェ形式」でお替り自由
利用（希望）者 へのPR	2歳から ダンス教室 と 英語教室を！ 「子ども第一」で 子どもに寄り添い 家庭に寄り添う保育を！

福祉サービス第三者評価総合コメント

特に力を入れて取り組んでいること	
園児主体の環境作り	
<p>「さくら保育園」は子供達が一日の中で大事な時を過ごす場所であり、且つ未来を育む場所となるよう、保育環境の充実を目指した施設運営に取り組んでいる。年齢や発育状況・身体状況に応じ、興味や発達の促進につながるような玩具・素材・場所を確保する等、設備環境の充実を図っている。また、安全・安心に過ごせるように配慮しており、点検・整理整頓及び、保育職員の適切な配置等、保育環境の再確認を常時行っている。園の取組みについては、「入園のしおり」に詳しくまとめられていると共に、園見学や入園時の重点事項説明時には、プロジェクトを活用して説明を行っており、保護者へ園が目指す保育環境整備への理解浸透に繋げている。</p>	
食を通じた様々な経験	
<p>市内で唯一「ビュッフェ形式」の給食を提供している保育園である。専属の栄養士2名(1名は調理師資格あり)と調理師2名が給食提供を行っており、早い時期から自分の適量を知ることを目的としている。また「オープンキッチン」で、直接調理風景を園児が見ることが可能となっており、食に対する興味や関心を引き出している。栄養士・調理師・保育士が配膳時に園児に対して、嫌いなものを自ら取るよう促すと共に、食事中も園児への声掛けを率先して行う等、健康に配慮しつつ楽しく食べられるよう努めている。体調不良・食物アレルギー・障害のある園児に対しては、栄養士・調理師と協議し、代替え食や除去食で対処する等、心身の状態等に配慮しながら個別に対応している。</p>	
経験を活かした災害時対応	
<p>理事長が市長就任時、震災を経験しており、建物構造・設備・備蓄類等の充実や年1回の防災集会時での避難すべり台や非常食の体験を行う等、災害発生時の対策には特に力を入れて取り組んでいる。年間防災計画を作成し、消防署立会いの消防避難訓練に加え、毎月火災・地震・風水害を想定した避難訓練を行う等、園児の安全確保に万全を期している。安否確認方法としては、ホームページの活用や一斉メール配信の環境が整備されており、園児・保護者及び職員への安否確認方法の周知徹底に努めている。他にも、園長が日本赤十字社の救命救急法と幼児安全法の指導員であり、年2回職員と保護者が参加し、事故発生時における迅速かつ適切な対応についての講習会を開催する等、園全体で園児の生命を守る体制が整備されている。</p>	
看護師による健康管理	
<p>副園長が看護師と保育士の資格を持っていると共に、園全体に3名の看護師が配属されており、必ず1名の看護師が常駐している。医務室を設置しており、複数の園児に必要になった際には、隣の相談室も開放し隔離する等、的確かつ迅速に対応できる環境を整えている。毎朝、保護者から提出される体調管理についての記入票や登園時の検温等を通じて、保育中の健康状態の観察及び関係職員の周知・共有を図っている。また、園児一人ひとりの記録簿を作成しており、成長に継続観察や心身の健康状況等が記録されている。感染症予防や発生時の対応についても、看護師が中心に職員への周知徹底を図ると共に、保健だより等で保護者への対策や予防を促す等、的確な情報発信策を講じている。</p>	

<p>さらに取り組みが望まれるところ</p>
<p>中・長期的な視点に基づいた計画</p>
<p>開園にあたって、オープニング・スタッフ会議を開催し、事業計画を作成している。開園後は話し合いの機会を設け、園長をはじめ職員と共に、保育理念や保育方針に基づいた実施状況の把握・評価・見直し等を実施する等、課題の早期解決に向け、都度取り組んでいる。来期に向け修正の必要性は十分に認識していると共に、行政政策の変化・地域の子育てニーズへの対応・職員の確保や育成・保育の質向上等、対応すべき課題についても把握している。今後、職員参加の機会を設け、現状の把握や分析から課題を明確にし、更に優先順位をつけ、中・長期的な視点から組織的な改善に取り組むことを期待する。</p>
<p>職員を育てる組織的な取り組み</p>
<p>園開設時、ベテラン職員のみを採用しており、採用職員がオープニング・スタッフとして会議に参加し、開園に向け貢献する等、教育・研修に関する基本方針の作成及び早急な個別研修の必要がない状況となっていた。研修については、職員が業務内容や必要に応じて目標を掲げ、希望する外部の研修に参加していると共に、法人として年一回の外部研修参加を義務付けている。園内研修については今年度は実施されていない。今後、園が目標とする保育の質確保に向け、人材や人員体制に関する具体的な計画の確立や職員育成の位置づけを明確にする等、非常勤職員や新人職員採用も含め、職員一人ひとりの必要に応じた人材育成に繋げる事を期待する。</p>
<p>マニュアルの整備</p>
<p>保育業務の基本や、手順は明確化しており、日々の業務において実践しているが、マニュアル化はしていない。今後、職員も作成に参画し、内部研修や情報共有化を図ると共に、サービスがマニュアル通り提供されているか定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるような仕組み作りが必要である。各種マニュアルに基づいたサービスの提供や職員間の意識共有に向けた新たな取り組みに期待する。</p>

(評価を受けて、受審事業者の取組み)

今回、開園初年度であるにも拘わらず「第三者評価」を受けようと決意したのは、初年度だからこそ敢えて「第三者評価」に挑戦し、開園1年を振り返り何が足りなかったのか、また何を反省して次年度以降に繋げるのかを、文字通り第三者の視点で明確にさせることができた目的でした。保育園の計画当初から、実施設計もほぼまとまりかけた頃に、隣接地が売りに出る情報が入り、土地の貸主から保育園に利するのであれば購入の意思ありとのことで、最初の計画から急遽1.5倍の約150坪に拡大され、設計も全てやり直しとなりました。

そのために約1年遅れで、着工、竣工、開園と進んできました。

何分にも運営法人の全ての理事役員が未経験の中での開園でもあり、保育にかける思いと理想が先行する傾向があったのですが、開園の準備から「オープニングスタッフ会議」を重ねて万全の態勢で初年度の運営をしてきたつもりでした。

幸い、公立私立を問わずこれまで勤務してきた保育園の経験とノウハウを生かして新園の立ち上げから関わりたいとの熱い思いを抱いた経験豊かな保育士、及び看護師、並びに栄養士・調理師などの新採職員たちと初年度をスタートすることができました。

開園初年度で、保護者の皆様も期待とともに不安があったことと思いますが、保護者に対する「アンケート」や、職員たちに対する「アンケート」なども、当初から実施する予定でしたが、園及び法人側からよりも「第三者評価」の名前で、実施した方がより本音で、より正直に応じてくれたものと思っています。

第三者評価の項目は、非常に広範多岐にわたり、戸惑いも正直ありましたが、結果として様々なことに気付かせていただくと共に、足らざることの指摘を受けて、2年目に向けての大きな弾みとなりました。

評価の結果を基に、早速できることは即実行に移すと共に、保育、保健衛生、給食及び食育に関して、園長並びに主任保育士を中心として、保育士、看護師、及び栄養士と調理師などのそれぞれの分野でコンセンサスを高めて実行に移しつつあります。

※ 具体的な主な取組事項

- ・「保育の方針」及び「基本理念」の掲示。
- ・近隣自治会及び老人クラブとの交流事業の具体化。
(初年度は、内部の充実強化を図るため実施を見送ってきましたが、2年度に入り実施します。)
- ・保育士及び看護師による近隣の幼児・児童に対する「育児相談」事業の実施。
(周辺の自治会の回覧板、及び公民館にチラシ配布や掲示などで働きかけて、園を開放して行う予定でしたが、新型コロナウィルスの影響で延期、収束次第実施する予定。)
- ・「屋上活動スペース」の開放事業。
(新型コロナウィルスの影響により、令和2年度は中止。)
- ・「個人情報保護」の周知徹底。
 - ・職員への周知徹底のための園内の「掲示」。
 - ・保護者に対して「保護者だよりでの告知」。
- ・虐待・ネグレクトの関係機関への「通告義務の告知」。
(入園に際しての「重点事項説明」で周知。)

福祉サービス第三者評価項目（保育所）の評価結果						
大項目	中項目	小項目	項目		標準項目	
			■実施数	□未実施数		
I 福祉サービスの基本方針と組織運営	1 理念・基本方針	理念・基本方針の確立	1 理念や基本方針が明文化されている。	3		
		理念・基本方針の周知	2 理念や基本方針が職員に周知・理解されている。	2	□1	
			3 理念や基本方針が利用者等に周知されている。	3		
	2 計画の策定	事業計画と重要課題の明確化	4 事業計画を作成し、計画達成のための重要課題が明確化されている。	2	□2	
		計画の適正な策定	5 施設の事業計画等、重要な課題や方針を決定するに当たっては、職員と幹部職員とが話し合う仕組みがある。	2	□1	
	3 管理者の責任とリーダーシップ	管理者のリーダーシップ	6 理念の実現や質の向上、職員の働き甲斐等に取り組みに取り組み指導力を發揮している。	5		
	4 人材の確保・養成	人事管理体制の整備	7 施設の全職員が守るべき倫理を明文化している。	1	□2	
			8 人事方針を策定し、人事を計画的・組織的に行い、職員評価が客観的な基準に基づいて行われている。	3	□1	
		職員の就業への配慮	9 事業所の就業関係の改善課題について、職員（委託業者を含む）などの現場の意見を幹部職員が把握し改善している。また、福利厚生に積極的に取り組んでいる。	3	□2	
		職員の質の向上への体制整備	10 職員の教育・研修に関する基本方針が明示され、研修計画を立て人材育成に取り組んでいる。		□5	
II 適切な福祉サービスの実施	1 利用者本位の保育	利用者尊重の明示	11 施設の全職員を対象とした権利擁護に関する研修を行い、子どもの権利を守り、個人の意思を尊重している。	3	□1	
			12 個人情報保護に関する規定を公表し徹底を図っている。	2	□2	
		利用者満足の向上	13 利用者満足の向上を意図した仕組みを整備し、取り組んでいる。	4		
		利用者意見の表明	14 苦情又は意見を受け付ける仕組みがある。	2	□2	
	2 保育の質の確保	保育の質の向上への取り組み	15 保育内容について、自己評価を行い課題発見し改善に努め、保育の質の向上に努めている。	1	□2	
		提供する保育の標準化	16 提供する保育の標準的実施方法のマニュアル等を作成し、また日常の改善を踏まえてマニュアルの見直しを行っている。	1	□3	
	3 保育の開始・継続	保育の適切な開始	17 保育所利用に関する問合せや見学に対応している。	2		
			18 保育の開始に当たり、保育方針や保育内容を利用者に説明し、同意を得ている。	4		
	4 子どもの発達支援	保育の計画及び評価	19 保育所の理念や保育方針・目標に基づき保育課程が適切に編成されている。	1	□2	
			20 保育課程に基づき具体的な指導計画が適切に設定され、実践を振り返り改善に努めている。	5		
			21 子どもが自発的に活動できる環境が整備されている。	5		
			22 身近な自然や地域社会と関わるような取組みがなされている。	4		
			23 遊びや生活を通して人間関係が育つよう配慮している。	5		
			24 特別な配慮を必要とする子どもの保育が適切に行われている。	6		
			25 長時間にわたる保育に対して配慮がなされている。	2	□1	
			26 家庭及び関係機関との連携が十分図られている。	2	□1	
		子どもの健康支援	27 子どもの健康状態、発育、発達状態が適切に把握し、健康増進に努めている。	3		
			28 感染症、疾病等の対応は適切に行われている。	3		
		食育の推進	29 食育の推進に努めている。	5		
	5 安全管理	環境と衛生	30 環境及び衛生管理は適切に行われている。	3		
		事故対策	31 事故発生時及び事故防止対策は適切に行われている。	3	□1	
		災害対策	32 地震・津波・火災等非常災害発生時の対策は適切に行われている。	4	□1	
	6 地域	地域子育て支援	33 地域ニーズを把握し、地域における子育て支援をしている。	2	□3	
計					96	□33

項目別評価コメント

(利用者は子ども・保護者と読み替えて下さい)

標準項目 整備や実行が記録等で確認できる。 確認できない。

評価項目		標準項目
1	理念や基本方針が明文化されている。	<ul style="list-style-type: none"> ■理念・方針が文書(事業計画等の法人・事業所内文書や広報誌、パンフレット等)に明記されている。 ■理念・方針から、法人が実施する福祉サービスの内容や特性を踏まえた法人の使命や目指す方向、考え方を読み取ることができる。 ■理念・方針には、法の趣旨や人権擁護、自立支援の精神が盛り込まれている。
(評価コメント)		施設の理念・保育方針が明文化されていると共に、ホームページ・入園のしおり等に掲載している。当園の使命や目指す方向として、「保育理念」・「保育方針」・「保育目標」が具体的かつ分かりやすい言葉で記載している。また、保育課程の中で、理念・保育方針と共に、社会的責任・人権尊重等も明確に示している。
2	理念や基本方針が職員に周知・理解されている。	<ul style="list-style-type: none"> □理念・方針を事業所内の誰もが見やすい箇所に掲示し、職員配布文書に記載している。 ■理念・方針を会議や研修において取り上げ職員と話し合い共有化を図っている。 ■理念・方針の実践を日常の会議等で話し合い実行面の反省をしている。
(評価コメント)		保育理念・保育方針はイメージしやすい表記を心掛け、様々な機会やツールを活用し、周知・理解浸透を図っている。また、昼礼や会議等で理念・基本方針に触れ、実行面の確認を行っている。会議内容は報告書としてまとめられ、全職員の確認を義務付ける等、保育理念・保育方針の共有に取り組んでいる。
3	理念や基本方針が利用者等に周知されている。	<ul style="list-style-type: none"> ■契約時等に理念・方針が理解しやすい資料を作成し、分かり易い説明をしている。 ■理念・方針を保護者に実践面について説明し、話し合いをしている。 ■理念・方針の実践面を広報誌や手紙、日常会話などで日常的に伝えている。
(評価コメント)		保育理念・保育方針は、ホームページや入園のしおり等に記載する等、保護者への周知を図っている。園内見学や入園時の重点事項説明では、プロジェクトを活用しながら説明を行う等、保護者への理解浸透を図っている。また、定期的にホームページ・さくらっ子だより・ほけんだより・サクラランチ等の広報紙で取り組み内容を伝えている。当日の様子は連絡帳にて報告しており、保育理念・保育方針に基づいた保育の実践状況を日常的に伝えている。他にも、ホームページで連絡事項や活動報告を常時閲覧できことが可能となっている。
4	事業計画を作成し、計画達成のための重要課題が明確化されている。	<ul style="list-style-type: none"> □事業計画が具体的に設定され実施状況の評価が行える配慮がなされている。 ■理念・基本方針より重要課題が明確にされている。 □事業環境の分析から重要課題が明確にされている。 ■現状の反省から重要課題が明確にされている
(評価コメント)		開園にあたって、オープニング・スタッフ会議を開催し、事業計画の作成を行っており、入園のしおりに掲載している。開園後は職員や保護者からの意見や要望に対応し迅速な改善に努めている。また、園長・副園長等が中心となって保育理念や保育方針に基づいた実施状況の把握・評価・見直し等を実施する等、組織的に課題の早期解決に向け都度取り組んでいる。開園初年度のため、計画達成状況の評価や分析に基づいた事業計画とはなってはいない。次年度は中・長期的な目標を明確にし、評価や見直しを職員参画のもと組織的に行い、新たな目標を掲げた単年度の事業計画策定に期待したい。
5	施設の事業計画等、重要な課題や方針を決定するに当たっては、職員と幹部職員とが話し合う仕組みがある。	<ul style="list-style-type: none"> ■各計画の策定に当たっては、現場の状況を把握し、職員と幹部職員が話し合う仕組みがある。 □年度終了時はもとより、年度途中にあっても、あらかじめ定められた時期、手順に基づいて事業計画の実施状況の把握、評価を行っている。 ■方針や計画、課題の決定過程が、一部の職員だけでなく、全ての職員に周知されている。
(評価コメント)		開園に当たり、保育士経験のある職員のみを採用している。開園前に理事長や園長を中心に新採用職員が参加してのオープニング・スタッフ会議を開催しており、事業計画作成をはじめ開園準備に向けた様々な話し合いを行っている。市・他の保育園・関係機関等の情報や意見を参考にしながら、職員の要望・提案等を会議の場で検討し、それらを基に管理者間で検討を加え、初年度の事業計画を策定している。定期的及び必要時に会議を開催し、現状の把握や実施状況の評価を行うと共に、達成状況に応じて見直しも行っている。

6	理念の実現や質の向上、職員の働き甲斐等に取り組みに取り組み指導力を発揮している。	<ul style="list-style-type: none"> ■理念・方針の実践面の確認等を行い、課題を把握し、改善のための具体的な方針を明示して指導力を発揮している。 ■職員の意見を尊重し、自主的な創意・工夫が生れ易い職場づくりをしている。 ■研修等により知識・技術の向上を図り、職員の意欲や自信を育てている。 ■職場の人間関係が良好か把握し、必要に応じて助言・教育を行っている。 ■評価が公平に出来るように工夫をしている。
(評価コメント)		
7	施設の全職員が守るべき倫理を明文化している。	<ul style="list-style-type: none"> □法の基本理念など踏まえて、保育所の倫理規程があり、職員に配布されている。 □従業者を対象とした、倫理及び法令遵守に関する研修を実施し、周知を図っている。 ■プライバシー保護の考え方を職員に周知を図っている。
(評価コメント) 倫理及び法令遵守・プライバシー保護に関する事項を運営規程や就業規則の中で定められており、全職員に配布する等、法令遵守の徹底に取り組んでいる。また、昼礼や会議を活用しながら継続的に伝える機会を増やす等、意識向上を図っている。保護者アンケートや職員アンケートの中に園児個人を特定すると心配されるコミュニケーションがあるとの意見が寄せられている。今後、保育士として守るべき事項について改めて周知すると共に、園内研修の機会を確保し、意識浸透を図る事を期待したい。		
8	人事方針を策定し、人事を計画的・組織的に行い、職員評価が客観的な基準に基づいて行われている。	<ul style="list-style-type: none"> □人材育成方針が明文化されている。 ■職務権限規定等を作成し、従業者の役割と権限を明確にしている。 ■評価基準や評価方法を職員に明示し、評価の客観性や透明性の確保が図られている。 ■評価の結果について、職員に対して説明責任を果たしている。
(評価コメント) 職務区分や職務分担が就業規則の中で定められており、全職員に配布している。入職時に全職員に対しては、評価基準や評価方法等を説明しており、具体的な方策により総合的な人事管理が確立している。また、取り組み状況の確認や評価結果を伝える等、透明性の確保も図っている。必要に応じて、園長や副園長との個人面談を実施しており、納得が得られる説明を心掛けている。開園に当たり、保育士経験のある職員のみを採用しているため、新人を含め人材育成方針は明文化されていないが、人材育成は今後、具体化していく計画である。		
9	事業所の就業関係の改善課題について、職員(委託業者を含む)などの現場の意見を幹部職員が把握し改善している。また、福利厚生に積極的に取り組んでいる。	<ul style="list-style-type: none"> □担当者や担当部署等を設置し職員の有給休暇の消化率や時間外労働のデータを、定期的にチェックしている。 ■把握した問題点に対して、人材や人員体制に関する具体的な改善計画を立て実行している。 ■職員が相談をしやすいような組織内の工夫をしている。 ■職員の希望の聴取等をもとに、総合的な福利厚生事業を実施している。 □育児休暇やリフレッシュ休暇等の取得を励行している。
(評価コメント) 希望休や時間外労働等の勤務状況について、幹部職員がデータ管理を行っている。また、ミーティングや会議等で就業状況の把握や検討を行い、必要時には具体的な改善計画を立て実行している。理事長や園長は、日々の業務の中で、信頼関係の構築を図りながら、職員の就業環境の意向・意見の把握に努めている。就業規則の中で、有給休暇・育児休暇・特別休暇等の休暇取得について明確にしており、働き易い環境整備にも取り組んでいる。休憩室の確保・予防接種・忘年会の実施等、福利厚生に積極的に取り組んでいる。育児休暇やリフレッシュ休暇等の取得を励行しているものの、現在まで実施された例はない。		
10	職員の教育・研修に関する基本方針が明示され、研修計画を立て人材育成に取り組んでいる。	<ul style="list-style-type: none"> □中長期の人材育成計画がある。 □職種別、役割別に能力基準を明示している。 □研修計画を立て実施し、必要に応じて見直している。 □個別育成計画・目標を明確にしている。 □OJTの仕組みを明確にしている。
(評価コメント) 研修については、全職員の年一回の外部研修参加を義務付けている。職員それぞれが目標を掲げ、希望する外部の研修に参加している。園開設時にベテラン職員のみの採用が行われたため、教育・研修に関する基本方針の作成及び個別研修計画の必要が無かつたが、今後、新人職員採用を視野に入れ、職員一人ひとりの育成に向けた目標管理が課題として挙がっている。		

11	施設の全職員を対象とした権利擁護に関する研修を行い、子どもの権利を守り、個人の意思を尊重している。	<ul style="list-style-type: none"> □法の基本方針や児童権利宣言など研修をしている。 ■日常の援助では、個人の意思を尊重している。 ■職員の言動、放任、虐待、無視など行われることの無いように、職員が相互に振り返り組織的に対策を立て対応している。 ■虐待被害にあった子どもがいる場合には、関係機関と連携しながら対応する体制を整えている。
(評価コメント) 法の基本方針や児童権利宣言等の研修参加の実績は無い。しかし、就業規則の中に権利擁護・虐待を盛り込むと共に、会議や外部研修を通じて、職員への権利擁護・法令順守の理解浸透には取り組んでいる。また、日常的に、排泄の援助・食事や午睡の援助方法については、園児個々の意思尊重を心掛け、職員会議や日々の業務の中で確認・検討・周知を行っている。虐待等権利侵害の可能性がある園児に対しては、速やかに園内で情報を共有し、対応を協議すると共に、家庭支援センター等の関係機関との連携体制が整備されている。		
12	個人情報保護に関する規定を公表し徹底を図っている。	<ul style="list-style-type: none"> ■個人情報の保護に関する方針をホームページ、パンフレットに掲載し、また事業所等内に掲示し実行している。 ■個人情報の利用目的を明示している。 □利用者等の求めに応じて、サービス提供記録を開示することを明示している。 □職員（実習生、ボランティア含む）に研修等により周知徹底している。
(評価コメント) 個人情報保護に関する方針や利用目的については、ホームページや入園のしおりに掲載すると共に、運営規程・職務規定・入園のしおり等に記載しする等、理解浸透を図っている。また、保護者へは保育上必要となる園だよりや写真等への使用の説明及び同意も得ている。開園前のオープニング・スタッフ会議時に職員間で個人情報保護についての対応や共有に取り組んでいる。実習生に対しては、オリエンテーション時に口頭にて伝えている。		
13	利用者満足の向上を意図した仕組みを整備し、取り組んでいる。	<ul style="list-style-type: none"> ■利用者満足を把握し改善する仕組みがある。 ■把握した問題点の改善策を立て迅速に実行している。 ■利用者・家族が要望・苦情が言いやすい雰囲気を作っている。 ■利用者等又はその家族との相談の場所及び相談対応日の記録がある。
(評価コメント) 行事開催後、保護者へのアンケートを実施しており、次回のイベントの参考にしている。年2回、保育参観を開催しており、挙がった意見については組織的に検討しながら具体的な改善を立て、迅速に実行している。年一回の「個別面談」により、保護者が要望や苦情を言える機会を設けている。また、必要に応じた個人面談も実施しており、随時、要望や意見等を確認する機会も設けている。日々の保育において子供の声を傾聴すると共に、連絡帳や機会ある毎に保護者からの聴取を心掛ける等、良好な関係作りに取り組んでいる。相談受付書を備えており、口頭での対応も含め、相談受付や解決状況に関する記録が全て保管されている。		
14	苦情又は意見を受け付ける仕組みがある	<ul style="list-style-type: none"> ■保護者に交付する文書に、相談、苦情等対応窓口及び担当者が明記され説明し周知徹底を図っている。 □相談、苦情等対応に関するマニュアル等がある。 □相談、苦情等対応に関する記録があり、問題点の改善を組織的に実行している。 ■保護者に対して苦情解決内容を説明し納得を得ている。
(評価コメント) 相談・苦情対応窓口や担当者等を「入園のしおり」や「重要事項説明書」に明記すると共に、保育開始時にプロジェクトを活用して相談・苦情受付に関する説明を行う等、周知徹底を図っている。挙がった相談等については要望受付として記録し保管している。相談や苦情受付後、対応策の検討や改善できない内容についての説明や対応方法については、園長や副園長が中心に対処しており、意見に基づいた保育の質の向上に取り組んでいる。苦情対応に関する仕組みはあるが、今まで苦情は挙がってない。		
15	保育内容について、自己評価を行い課題発見し改善に努め、保育の質の向上を図っている。	<ul style="list-style-type: none"> ■保育の質について自己評価を定期的に行う体制を整備し実施している。 □保育の質向上計画を立て実行し、PDCAサイクルを継続して実施し恒常的な取り組みとして機能している。 □自己評価や第三者評価の結果を公表し、保護者や地域に対して社会的責任を果たしている。
(評価コメント) 「自己評価表」を策定し、保育の質向上のための体制が整備されているものの、評価基準に基づいた自己評価の実施はこれからとなっている。今回は初めての第三者評価受審であり、評価結果の分析・検討には至っていない。今後は第三者評価の結果を公表し、結果を踏まえ、改善の課題を職員参画の基、計画的に実施する予定となっている。		

16	提供する保育の標準的実施方法のマニュアル等を作成し、また日常の改善を踏まえてマニュアルの見直しを行っている。	<ul style="list-style-type: none"> ■業務の基本や手順が明確になっている。 □分からないときや新人育成など必要に応じてマニュアルを活用している。 □マニュアル見直しを定期的に実施している。 □マニュアル作成は職員の参画のもとに行われている。
(評価コメント) 保育業務の基本や、手順は保育課程で明確化しており、日々の業務において実践しているが、標準的実施方法のマニュアル化は行われていない。今後、職員の参画のもと、各分野における実施方法のマニュアル策定に取り組んでいくと共に、新人育成等の必要に応じてマニュアルを活用しながら、保育の質向上に反映させる方向で検討している。		
17	保育所利用に関する問合せや見学に対応している。	<ul style="list-style-type: none"> ■問合せ及び見学に対応できることについて、パンフレット、ホームページ等に明記している。 ■問合せ又は見学に対応し、利用者のニーズに応じた説明をしている。
(評価コメント) 問い合わせや見学については、丁寧な応対を心掛けると共に、保育所選択に必要な基本情報はホームページや入園のしおり等に掲載し、閲覧用として各関係機関に置いている。また、園見学については、特に日を定めずに、見学者の希望日に応じて対応しており、説明は法人の理事長が主に行っている。		
18	保育の開始に当たり、保育方針や保育内容等を利用者に説明し、同意を得ている。	<ul style="list-style-type: none"> ■保育の開始にあたり、理念に基づく保育方針や保育内容及び基本的ルール等を説明している。 ■説明や資料は保護者に分かり易いように工夫している。 ■説明内容について、保護者の同意を得るようしている。 ■保育内容に関する説明の際に、保護者の意向を確認し、記録化している。
(評価コメント) 保育開始にあたり、「入園のしおり(重点事項説明書)」を使用する等、保護者に分かり易いような文章や表記方法に工夫を凝らした資料を用いて説明すると共に、プロジェクターを活用し、運営法人の理事長が説明を行っている。また、随時、質問を受けながら、保護者のニーズを把握した上で、契約書や同意書等の書面の確認を行っている。説明と同時に保護者の意向や説明結果等は調査票へ記録し、個人ファイルとして保存している。		
19	保育所の理念や保育方針・目標に基づき保育課程が適切に編成されている。	<ul style="list-style-type: none"> ■保育課程は、保育理念、保育方針、保育目標及び発達過程などが組み込まれて作成されている。 □子どもの背景にある家庭や地域の実態を考慮して作成されている。 □施設長の責任の下に全職員が参画し、共通理解に立って、協力体制の下に作成されている。
(評価コメント) 保育課程は保育理念・保育方針・保育目標・発達過程等を組み込み、初年度の保育課程として作成し運営されている。今後は初年度の実施状況を精査すると共に、園長を中心に保育に関わる職員が参画して再編成し、次年度に繋げる事を目標に掲げている。		
20	保育課程に基づき具体的な指導計画が適切に設定され、実践を振り返り改善に努めている。	<ul style="list-style-type: none"> ■保育課程に基づき、子どもの生活や発達を見通した長期的な指導計画と短期的な指導計画が作成されている。 ■3歳児未満、障害児等特別配慮が必要な子どもに対しては、個別計画が作成されている。 ■発達過程を見通して、生活の連続性、季節の変化を考慮し、子どもの実態に即した具体的なねらいや内容が位置づけられている。 ■ねらいを達成するための適切な環境が構成されている。 ■指導計画の実践を振り返り改善に努めている。
(評価コメント) 保育課程に基づき、子どもの生活や発達に即した年間の指導計画が策定されている。また、より具体的な保育内容を記した月案・週案・日案等も作成されている。会議にて、保育実践の振り返りや評価を行いながら改善に努めており、組織的な仕組みが構築され機能している。定期的に、発達支援センターによる巡回指導が行われており、発達障害児等の特別な配慮が必要な園児、特に3～5歳児については、個別の「発達記録」や相談・助言を受ける等、連携を図っている。0～2歳児については、現在特別に配慮を必要とする園児はない。今後、園児の実態に即した具体的な目標や内容をさらに明確にし、達成のための環境整備に繋げていく事を課題としている。		
21	子どもが自発的に活動できる環境が整備されている。	<ul style="list-style-type: none"> ■子どもの発達段階に即した玩具や遊具などが用意されている。 ■子どもが自由に素材や用具などを自分で取り出して遊べるように工夫されている。 ■好きな遊びができる場所が用意されている。 ■子どもが自由に遊べる時間が確保されている。 ■保育者は、子どもが自発性を發揮できるような働きかけをしている。
(評価コメント) 施設内はフリースペースの確保やクラス配置・建築素材等を工夫する等、活動し易い施設環境となっている。また、開園から成長に応じて玩具や遊具を買い足しており、園児の発達段階に応じた様々な玩具を備え、主体的に活動できるよう環境の整備に取り組んでいる。玩具や遊具の選定にあたっては、経験豊かな保育職員の提案を取り入れており、園児の目線での配置や場所及び時間帯の工夫を行う等、安全でのびのびと過ごせるよう配慮している。玩具や遊具については、保護者アンケートでは好評を得ている。		

22	身近な自然や地域社会と関わるような取組みがなされている。	<ul style="list-style-type: none"> ■子どもが自然物や動植物に接する機会を作り、保育に活用している。 ■散歩や行事などで地域の人達に接する機会をつくる。 ■地域の公共機関を利用するなど、社会体験が得られる機会をつくる。 ■季節や時期、子どもの興味を考慮して、生活に変化や潤いを与える工夫を日常保育の中に取り入れている。
(評価コメント)		
	保育園周辺には、多くの公園や緑道があり、自然に接する機会も多く、出来る限り外に出る機会を設けると共に、屋上を活用し、夏の水遊びや野菜の栽培等も行っており、季節・園児の好奇心・生活の変化や活性化に配慮し、日常保育に取り入れている。また、散歩については、「お散歩マップ」を作成し、「年齢×1km」を目標に掲げる等、「歩育」を積極的に推進しており、全園児が自然物や動植物に触れ、且つ地域の人達に接する機会となっている。地域の自治会の夏祭りや「ハロウィン」のイベントへ積極的に参加していると共に、周辺の高齢者施設や商店等の協力も得ながら、地域交流に取り組んでいる。他にも、正月行事・雛祭り・端午の節句・七夕・餅つき等、季節毎に日本古来の行事を取り入れる等、伝統文化を体験する機会となっている。	
23	遊びや生活を通して人間関係が育つよう配慮している。	<ul style="list-style-type: none"> ■子ども同士の関係をより良くするような適切な言葉かけをしている。 ■けんかやトラブルが発生した場合、危険のないように注意しながら、子供達同士で解決するように援助している。 ■順番を守るなど、社会的ルールを身につけていくように配慮している。 ■子どもが役割を果せるような取組みが行われている。 ■異年齢の子どもの交流が行われている。
(評価コメント)		
	安全に配慮しながら、個々の自主性を發揮できるよう、見守りによる保育を目指すと共に、園児同士が保育者の仲立ちにより、関りが楽しめるよう心掛けている。異年齢交流や戸外活動による近隣施設の使用時にあたっては、マナーや社会的ルールを身につけていくよう配慮している。手洗いタオルの回収等のお手伝いが出来る機会を設けており、園児が積極的に役割を果せるよう、取り組んでいる。園庭遊びでは縦割り保育により異年齢で関わる機会を作っている。また、時間外保育でも、同様の機会を作っており、年齢を超えた人間関係が育まれるよう援助している。	
24	特別な配慮を必要とする子どもの保育	<ul style="list-style-type: none"> ■子ども同士の関わりに対して配慮している。 ■個別の指導計画に基づき、きめ細かい配慮と対応を行い記録している。 ■個別の指導計画に基づき、保育所全体で、定期的に話し合う機会を設けている。 ■障害児保育に携わる者は、障害児保育に関する研修を受けている。 ■必要に応じて、医療機関や専門機関から相談や助言を受けている。 ■保護者に適切な情報を伝えるための取組みを行っている。
(評価コメント)		
	特別な配慮が必要な園児に対しては、市や発達支援センターとも連携を密にし、個別指導計画を作成し、計画に基づいた保育を行うと共に、定期的に保育内容や方法について検討する機会を設ける等、状況や成長に応じた保育を行っている。園児同士の関係に配慮し、共に成長できるよう努めている。定期的に発達支援センターによる巡回が行われており、必要に応じて相談や助言を受ける等、適切な関わりが持てるよう配慮している。園長や副園長を中心に、昼礼などを通じて情報共有に努め、発達障害や自閉症気味の園児に関わる職員への外部研修参加をう促している。障害の受容が難しい保護者には、心身状態に配慮し、きめ細かな対応を心掛けている。	
25	長時間にわたる保育に対して配慮がなされている。	<ul style="list-style-type: none"> ■引き継ぎは書面で行われ、必要に応じて保護者に説明されている。 ■担当職員の研修が行われている。 ■子どもが安心・安定して過ごせる適切な環境が整備されている。
(評価コメント)		
	園児個別の引継ぎノートを活用し、保育士間の引継ぎを適切に行っている。昼礼などを通じて情報共有に努め、担当職員からの報告や意見交換が行われている。延長保育においては、異年齢の合同保育を行い、日中とは違う雰囲気の中で、安全かつ落ち着いて過ごせるよう保育環境を整備し、内容や方法にも配慮している。	
26	家庭及び関係機関との連携が十分図られている。	<ul style="list-style-type: none"> ■一人ひとりの保護者と日常的な情報交換に加え、子どもの発達や育児などについて、個別面談、保育参観、保育参加、懇談会などの機会を定期的に設け、記録されている。 ■保護者からの相談に応じる体制を整え、相談内容が必要に応じて記録され上司に報告されている。 □就学に向けて、保育所の子どもと小学校の児童や職員同士の交流、情報共有や相互理解など小学校との積極的な連携を図るとともに、子どもの育ちを支えるため、保護者の了解のもと、保育所児童保育要録などが保育所から小学校へ送付している。
(評価コメント)		
	日常的に、3～5歳児のクラスは、玄関ホールの白板に園での活動や行動内容を具体的に書き、雰囲気を伝えている。また、0～2歳児については、毎日クラスの担任の保育士が、連絡帳を活用し、手書きで詳細を書いて伝えている。お迎え時に一人ひとりの保護者と日常的な情報交換を行うと共に、定期的に年2回の保育参観や、個別面談を実施しており、適切な情報伝達のための取り組みがある。また、相談室を設置しており、個別での相談体制も整っている。全ての内容は記録として保存し、情報共有できる様にも努めている。今後、就学に向け、保護者の了解のもと、保育所児童保育要録などを作成し、小学校への送付を行う予定である。	

27	子どもの健康状態、発育、発達状態が適切に把握し、健康増進に努めている。	<ul style="list-style-type: none"> ■子どもの健康に関する保健計画を作成し、心身の健康状態や疾病等の把握・記録され、嘱託医等により定期的に健康診断を行っている。 ■保護者からの情報とともに、登所時及び保育中を通じて子どもの健康状態を観察し、記録している。 ■子どもの心身の状態を観察し、不適切な養育の兆候や、虐待が疑われる場合には、所長に報告し継続観察を行い記録している。
----	-------------------------------------	--

(評価コメント)

副園長が看護師と保育士の資格を持っており、園全体に3名の看護師が配属されており、必ず1名の看護師が常駐している。必要に応じて看護師立ち会いの元、保護者の相談に対応している。園長が日本赤十字社の救命救急法と幼児安全法の指導員で、年2回、保育士と保護者に対し、講習会を開催しており、園全体で園児の健康を見守る体制が整備されている。医務室を設置しており、園児一人ひとりの記録簿を作成しており、成長に継続観察や心身の健康状況等が記録されている。毎朝、保護者から提出される体調管理についての記入票や登園時の検温等を通じて、保育中の健康状態の観察及び関係職員の周知・共有を図っている。その他、虐待が疑われる園児については、職員間で情報の共有や対応を協議し、必要に応じて園長より関係機関への報告を行っている。

28	感染症、疾病等の対応は適切に行われている。	<ul style="list-style-type: none"> ■保育中に体調不良や傷害が発生した場合には、その子どもの状態等に応じて、保護者に連絡するとともに、適宜、嘱託医や子どものかかりつけ医等と相談し、適切な処置を行っている。 ■感染症やその他の疾病の発生予防に努め、その発生や疑いがある場合には、必要に応じて嘱託医、市町村、保健所等に連絡し、その指示に従うとともに、保護者や全職員に連絡し、協力を求めている。 ■子どもの疾病等の事態に備え、医務室等の環境を整え、救急用の薬品、材料等を常備し、適切な管理の下に全職員が対応できるようにしている。
----	-----------------------	---

(評価コメント)

副園長が看護師資格も持つており、合計3名の看護師が常駐する体制の中で、園児と職員の健康管理を行っている。保育中に体調不良や傷害が発生した場合は、看護師による保護者への連絡と同時に園医とのやり取りや対応及び安全確保等が行われておる。また、感染症予防と発生時の対応についても、職員への周知徹底を図ると共に、保護者には行政からの配布物やポスター等を掲示し、予防に対する啓蒙を行う等、適切な予防策が講じられている。医務室を設置しており、体調が不良になった園児をお迎えが来るまで、安静にさせられるスペースを確保すると共に、複数の園児が具合悪くなった場合にも医務室の隣の相談室も開放して、隔離できるように工夫する等、的確かつ迅速に対応できる環境を整えている。

29	食育の推進に努めている。	<ul style="list-style-type: none"> ■食育の計画を作成し、保育の計画に位置付けるとともに、その評価及び改善に努めている。 ■子どもが自らの感覚や体験を通して、自然の恵みとしての食材や調理する人の感謝の気持ちが育つように、子どもと調理員との関わりなどに配慮している。 ■体調不良、食物アレルギー、障害のある子どもなど、一人一人の子どもの心身の状態等に応じ、嘱託医、かかりつけ医等の指示や協力の下に適切に対応している。 ■食物アレルギー児に対して誤食防止や障害のある子どもの誤飲防止など細かい注意が行われている。 ■残さず食べることや、偏食を直そうと強制したりしないで、落ち着いて食事を楽しめるように工夫している。
----	--------------	---

(評価コメント)

食育については、年齢別に保育内容に位置付けると共に、都度環境面や健康及び成長に配慮した食事提供を心掛け、評価や適切な改善に努めている。専属の栄養士2名(1名は調理師資格あり)と調理師2名が市内で唯一「ビュッフェ形式」の給食提供を行っており、早い時期から自分の適量を知ることを目的としている。また「オープンキッチン」で、直接調理風景を園児が見ることが可能となっており、食材や調理人への感謝の気持ち及び良好な関係を育んでいる。栄養士・調理師・保育士が配膳時に園児に対し嫌いなものを自ら取るよう促すと共に、食事中も園児への声掛けを率先して行っている。体調不良・食物アレルギー・障害のある園児に対しては、心身の状態等に配慮し、看護職員等の指示や協力の下、個別に対応している。

30	環境及び衛生管理は適切に行われている。	<ul style="list-style-type: none"> ■施設の温度、湿度、換気、採光、音などの環境を常に適切な状態に保持するとともに、施設内外の設備及び用具等の衛生管理に努めている。 ■子ども及び職員が、手洗い等により清潔を保つようになるとともに、施設内外の保健的環境の維持及び向上に努めている。 ■室内外の整理、整頓がされ、子どもが快適に過ごせる環境が整っている。
(評価コメント)		
31	事故発生時及び事故防止対策は適切に行われている。	<ul style="list-style-type: none"> □事故発生時の対応マニュアルを整備し職員に徹底している。 ■事故発生原因を分析し事故防止対策を実施している。 ■設備や遊具等保育所内外の安全点検に努め、安全対策のために職員の共通理解や体制づくりを図っている。 ■危険箇所の点検を実施するとともに、外部からの不審者等の対策が図られている。
(評価コメント)		
32	地震・津波・火災等非常災害発生時の対策は適切に行われている。	<ul style="list-style-type: none"> ■地震・津波・火災等非常災害発生に備えて、役割分担や対応等マニュアルを整備し周知している。 ■定期的に避難訓練を実施している。 □避難訓練は消防署や近隣住民、家庭との連携のもとに実施している。 ■立地条件から災害の影響を把握し、建物・設備類の必要な対策を講じている。 ■利用者及び職員の安否確認方法が決められ、全職員に周知されている。
(評価コメント)		
33	地域ニーズを把握し、地域における子育て支援をしている。	<ul style="list-style-type: none"> ■地域の子育てニーズを把握している。 □子育て家庭への保育所機能を開放(施設及び設備の開放、体験保育等)し交流の場を提供し促進している。 □子育て等に関する相談・助言や援助を実施している。 □地域の子育て支援に関する情報を提供している。 ■子どもと地域の人々との交流を広げるための働きかけを行っている。
(評価コメント)		

理事長が市長就任時に地域の子育て支援に取り組むと共に、地域の意見や要望等を傾聴する機会もあり、地域の実情については、十分理解している。開園初年度の交流実績は、自治会と老人クラブのイベント参加のみとなっている。交流の促進や施設及び設備の開放については開園時から慎重に検討を重ね、結果的に来期持ち越しの措置を取っている。今後、保育所機能の開放を含め、子育て等に関する相談・助言・援助・情報提供等、園として地域の子育て支援の為にできる事を順次検討していくことを課題と考えている。